

連絡事項

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の一部改正について (じょく瘡予防用具の名称変更について)

- 標記については、本年八月十六日に「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成十七年八月厚生労働省告示第三百七十六号）」が公布され、別紙のとおり、各都道府県介護保険主管部（局）長あて管内市町村及び指定福祉用具貸与事業者等への周知をお願いしたところです。
- 本改正の趣旨は、介護保険法において、これまで「じょく瘡予防用具」の種目に属していた福祉用具の貸与について、薬事法第2条第4項で規定される医療機器を貸与するものではないことを明確にすることです。
- このため、現在、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、貸与の商品名、取り扱い説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効能をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等、今般の告示改正の趣旨に照らし、適切な表現に改めるよう、管内市町村及び指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」
の一部改正について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条十七項の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）」については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目の一部を改正する件（平成十七年八月厚生労働省告示第三百七十六号）」が、別添のとおり本日付けで公布され、「じょく瘡予防用具」の種目名を「床ずれ防止用具」に改めたところです。

この趣旨は、介護保険法において、これまで「じょく瘡予防用具」の種目に属していた福祉用具の貸与について、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項で規定される医療機器を貸与するものではないことを明確にするものであるので、現在、介護保険法に基づき貸与されている福祉用具について、貸与の商品名、取り扱い説明書、パンフレット等において、「じょく瘡予防」を標榜している、又は「じょく瘡を予防する」機能若しくは効能をもつ旨の説明をしている場合は、「床ずれ防止」、「床ずれを防止する」等、今般の告示改正の趣旨に照らし、適切な表現に改めるよう、管下市町村及び指定福祉用具貸与事業者等に周知をお願いします。

なお、本通知については、医薬食品局監視指導・麻薬対策課長とも協議済みであることを申し添えます。

○ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">1 └ 4 (略)</p> <p style="text-align: center;">5 床ずれ防止用具 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">1 └ 4 (略)</p> <p style="text-align: center;">5 じよく瘡予防用具 (略)</p>